

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： ヨーロッパ政治史

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

- (1) 第二次世界大戦後の植民地独立がヨーロッパ諸国に与えた影響について論じなさい。(50点)
- (2) あなたが研究対象としたい国または地域において、20世紀以降、政治と宗教の関係がどのように展開してきたのかを具体的に論じなさい。(50点)

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 刑法

持込み等： 判例のない法令集(1冊)

第1問(50点)

X及びYは、某日深夜、X宅でAとともに酒を飲んでいたが、Aの酒癖が悪く、再三たしなめたのに、逆に反抗的な態度を示したことに憤慨し、Aに謝らせようとした。しかし、Aが相変わらず反抗的な態度をとり続けたために、X及びYは激昂し、その身体に対して暴行を加え、傷害を与える意思を相通じた上、午前1時頃から約1時間にわたり、竹刀でAの顔面、背部等を殴打した。午前2時過ぎ頃、YはX宅を立ち去ったが、その際、Yは「おれ帰る」と一言述べただけで、自分としてはこれ以上Aに対する制裁をやめるという趣旨のことを告げず、Xに対しても、それ以降Aに暴行を加えることを止めるように求めたり、Aを病院に連れて行ってほしいなどと頼んだりせずに、現場をそのままにした。

その後ほどなくして、Xは、Aの言動に再び激昂し、さらにその顔を木刀で突くなどの暴行を加えた。

Aは、その頃から同日午前8時頃までの間に、X方において骨折に基づく頸部圧迫等により窒息死したが、当該死亡結果が、Yが帰る前にX及びYがこもごも加えた暴行によって生じたものか、その後のX単独の暴行により生じたものかは断定できなかった。

X及びYの罪責について論じなさい。

第2問(50点)

財産犯(領得罪)における「不法領得の意思」の要否及び意義(内容)について、近時の裁判例・学説の動向を踏まえつつ、詳しく論じなさい。

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： アジア政治史

持込み等： 不可

以下の2つの問いに答えなさい。(50点×2)

問1

日中戦争の長期化が1937年から38年にかけて不可逆的となった要因を、蒋介石の政治指導、日本側の政軍関係、諸外国の態度、の3点に即して論じなさい。

問2

朝鮮戦争が東アジア各国の政治体制に与えた影響を自由に論じなさい。叙述に際しては、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、中華人民共和国、中華民国、日本、の5ヶ国のうち3つ以上の事例を取り上げること。

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 国際政治

持込み等： 不可

問1 次のテーマから1つを選択して、論じなさい。

(50点)

1. テロリズム
2. グローバル・バリュー・チェーン
3. 文明の衝突

問2 国家間の戦争の発生(あるいは平和の持続)に影響を与える要因を取り上げて、理論や事例に触れつつ、論じなさい。

(50点)

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 政治学

持込み等： 不可

以下の問いに答えなさい。

1 20世紀中葉から今日まで、自由民主主義諸国において、民主政治の構造はどのように変化してきたか。任意の視点から論じなさい。論述にあたっては、最初に、いかなる視点から論じるかを述べること。

(50点)

2 19世紀から今日まで、自由民主主義諸国において、民族・エスニシティ・人種のカテゴリは、どのような政治的な機能を果たしてきたか。

(50点)

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 法社会学

持込み等： 一切不可

第1問

紛争研究は紛争を解決するためのものか、あるいは紛争処理を研究することにどんな意味があるか、法社会学の研究アプローチを参照しながら論じなさい。(50点)

第2問

法と権力の関係について論じなさい。(50点)

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名： 法哲学

持込み等： 不可

問題： 次の(1)か(2)のいずれかを選択して解答しなさい(100点)。

- (1) 価値相対主義について、その内容を正確に定義した上で、その擁護(不)可能性について論じなさい。
- (2) 記述的法実証主義について、その内容を正確に定義した上で、その擁護(不)可能性について論じなさい。

令和6(2024)年度北海道大学大学院法学研究科
修士課程入学者選考試験問題(第2次)

試験科目名：知的財産法

持込み等：・判例のない法令集(1冊)

問1.(計50点)

著作権法51条によれば、著作権は原則として著作者の死後70年をもって消滅する。

(1)(25点)

著作権法はなぜ、著作権を永久権とせずに存続期間を区切ったのか。商標権の存続期間と比較して説明せよ。

(2)(25点)

著作権法はなぜ、存続期間を原則として著作者の死後70年と定めたのか。特許権の存続期間と比較して説明せよ。

問2.(50点)

特許無効の抗弁(特許法104条の3)と無効審判(特許法123条)について、両者の異同を明らかにした上で、両法制が併置されている趣旨を述べよ。論述する際には、以下の用語をすべて1回以上用いること。

※用語を用いる順番は自由である。

「請求人」「審判官」「裁判官」「特許庁」「裁判所」「不服申立」
「無効理由」「明白性の要件」